



県章

山形県公報

令和2年1月10日(金)
第70号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……6
- 指定管理者の指定……………(中小企業振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……7
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……8
- 指定管理者の指定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……9
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……10
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(教育庁) ……11

教育委員会関係

規 則

- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………同

告 示

- 指定管理者の指定……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……12

告 示

山形県告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ふるさと企画有限会社	大手町デイサービス 新庄市大手町2番83号	通 所 介 護	令和元. 12. 27

山形県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（B型）事業 所 ピース 第Ⅲ本町 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル	就労継続支援（B型）	17名	令和2. 1. 1

山形県告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業創造支援センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県企業振興公社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山口・田麦野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 定 夫	天童市大字道満165番地の1
同	後 藤 茂	同 田麦野901番地
同	大 山 敦 郎	同 山口2171番地
同	伊 藤 正 弘	同 700番地
同	松 田 和 男	同 2833番地
同	水 戸 剛	同 2086番地

同	滝口 努	同	道満257番地
同	後藤 修一	同	田麦野854番地
同	東海林 孝雄	同	740番地
同	伊藤 隆一	同	山口2406番地
同	新関 源衛	同	2294番地の2
同	松田 忠行	同	229番地
同	滝口 徹	同	川原子2857番地の11
同	瀧口 重蔵	同	山口4042番地
監事	大山 茂	同	2130番地
同	片桐 完一	同	道満48番地
同	東海林 一博	同	田麦野477番地

山形県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山口・田麦野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉村 美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	伊藤 定夫	天童市大字道満165番地の1
同	大山 敦郎	同 山口2171番地
同	水戸 剛	同 2086番地
同	片桐 良雄	同 道満50番地
同	矢野 茂	同 山口3348番地の1
同	村山 剛	同 48番地
同	松田 長次	同 171番地の2
同	村山 弘美	同 田麦野1125番地
同	後藤 修一	同 854番地

同	伊藤隆一	同	山口2406番地
同	瀧口良一	同	4040番地の8
同	新関源衛	同	2294番地の2
同	滝口徹	同	川原子2857番地の11
同	東海林勝幸	同	田麦野1166番地
監事	片桐完一	同	道満48番地
同	東海林一博	同	田麦野477番地
同	村山俊雄	同	山口666番地

山形県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	小野繁喜	最上郡大蔵村大字清水121番地

山形県告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公の施設の名称 山形県源流の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地
公益財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第12号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市大字成安から同市大字小白川地内（馬見ヶ崎川流域）
山形市大字長町から同市大字高原町地内（野呂川流域）
山形市大字長町から同市大字青柳地内（村山高瀬川流域）
山形市大字飯塚町から同市大字黒沢地内（須川流域）
上山市大字金瓶地内（須川流域）

- 東村山郡中山町大字長崎地内（新堀川流域）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年11月27日から令和2年3月27日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量、空中写真撮影及び数値図化）

山形県告示第13号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、寒河江市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
寒河江市全域
- 2 公共測量を実施した期間
平成31年4月23日から令和元年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）

山形県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡大蔵村大字清水地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年9月20日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
酒田都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第16号

次の開発行為は、完了した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年11月5日 指令置総建第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西置賜郡飯豊町大字添川字行人沢3514番12の一部、3514番29、金山沢3996番1の一部、3996番2の一部、3996番3の一部、3996番5の一部、3996番6の一部、3998番2の一部、3998番3の一部、3514番27の一部、3517番29

の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西置賜郡飯豊町大字椿2888番地 飯豊町長 後藤 幸平

山形県告示第17号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社荘内銀行 取締役頭取 上野 雅史	新庄市栄町6番1号	同 左	令和元.12. 3
	最上郡最上町大字向町605番5	同 左	
	最上郡金山町大字金山407番地	同 左	
	最上郡真室川町大字新町137番地6	同 左	
	鶴岡市本町一丁目9番7号	同 左	
	鶴岡市大山二丁目16番33号	同 左	
	鶴岡市温海戊577番地1	同 左	
	鶴岡市藤島字笹花25番地	同 左	
	酒田市中町二丁目5番10号	酒田市本町一丁目2番52号	
	酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左	
	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地	同 左	

山形県告示第18号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 酒田市中町二丁目5番10号 を 酒田市本町一丁目2番52号 に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

山形県告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県生涯学習センター等の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県生涯学習センター
山形県男女共同参画センター
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

教育委員会関係

規 則

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第1号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後7時まで」を「午後8時まで」に改める。

第6条第1項第2号中「月曜日」を「毎月の第1月曜日」に、「及び毎月の」を「第3月曜日及び第5月曜日並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 公の施設の名称 山形県飯豊少年自然の家
- 2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和元年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人まちづくりいいで
 - (2) 代表者の氏名
鈴木 孝
 - (3) 主たる事務所の所在地
西置賜郡飯豊町大字椿2575番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、飯豊町及び近隣市町村地域住民に対して、自然、文化、人などを有効に活用し、地域課題に関する取り組み及び新しいまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化と新たな産業づくりに寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号棟	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	15,900 円	18,400 円	21,000 円	23,700 円	27,100 円	31,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 3号棟	同 -1	2LDK	57.1	1	同	14,500 円	16,800 円	19,200 円	21,600 円	24,700 円	28,600 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年2月3日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和2年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和2年3月下旬